

函館軟式野球連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は函館軟式野球連盟と称する。

(組織・事務所)

第2条 函館軟式野球連盟（以下「本連盟」という。）の目的遂行に必要な組織は、細則で定める。

2 本連盟の事務所を函館市大川町4番43-404号 外山 隆志 宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟はアマチュアスポーツとして正しい軟式野球を普及させ、野球を通して「会員相互の親睦」・「競技心」・「体力づくり」等、生涯スポーツとして健全な育成を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本連盟の主催する野球大会、全国野球大会及び北海道野球大会並びに函館地方予選の主催する野球大会
- (2) 各種野球大会の共催、協賛及び後援
- (3) 軟式野球の技術向上に関する指導及び研究
- (4) 軟式野球施設の拡充に必要と思われる事項
- (5) その他本連盟の目的達成に必要と認められる事業及び事項

第3章 会員

(資格)

第5条 本連盟の会員は、函館市内及び渡島・桧山支庁管内に在住する社会人をもって編成したチームで、次の各号に該当するものとする。ただし、元プロ野球選手（1年間除外）及び学生、生徒（夜学生であっても昼間一定の職業に従事している者を除く。）をチームの一員として編成してはならない。

(1) 職域チーム編成会員

官庁、銀行、会社、商店、工場等同一職場に勤務する者で編成しているチーム

(2) 地域チーム編成会員

本連盟の地域内に在住する者で編成しているチーム

(3) 一のチーム会員の人数は、監督及び主将を含めた20名以内の競技者で編成しなければならない。

(協会の設置)

第6条 本連盟は連絡調整を図るため、渡島・桧山に協会を設けることができる。

- 2 各協会は当該地域内の会員で組織するものとする。
- 3 各協会は本連盟規約に基づき、協会規約を制定しなければならない。

第4章 加盟及び脱退

(加盟)

第7条 会員は本連盟の定める登録申込書に必要な事項を記載のうえ、加盟料を添え

- 1 通を本連盟（協会の場合は当該支部）に提出しなければならない。
- 2 会員登録は年1回5月末日までに行わなければならない。
- 3 登録申込書等を受理した本連盟又は支部は、資格審査をして適格会員の場合、直ちに会員登録をしなければならない。
- 4 会員代表者は会員登録に変更が生じたとき、その旨書面をもって本連盟又は支部に届けなければならない。

(失格及び脱退)

第8条 会員は次の各号に該当するときは、会員の資格を失う。

失 格

- (1) 本連盟規約第5条に規定する資格要件をみたさなくなったとき

脱 退

- (2) 自ら会員の資格を放棄したとき

除 名

- (3) 本連盟又は支部に除名処分を受けたとき

第5章 役員

(役職名)

第9条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|------------------------|----------------|
| (1) 名 誉 会 長 | 1 名 |
| (2) 会 長 | 1 名 |
| (3) 副 会 長 | 若干名 |
| (4) 相 談 役 | 若干名 |
| (5) 参 与 | 若干名 |
| (6) 理 事 長 | 1 名 |
| (7) 副 理 事 長 | 3名以内 |
| (8) 技 術 委 員 | 若干名 |
| (9) 理 事 | 若干名 |
| (10) 監 事 | 2 名 |

(選出方法)

第10条 会長、副会長及び監事は、役員会の推薦により総会において選出する。

- 2 理事長、副理事長は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 技術員、理事は、役員会の推薦により理事長が委嘱する。
- 4 名誉会長、相談役及び参与は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

(技術員長の選出方法)

第11条 技術委員長は、技術委員の中から互選により選出し、理事長が委嘱する。

第 11 条の削除

第 6 章 任務及び任期

(任 務)

第 12 条 本連盟役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 名誉会長は会長の諮問に指導助言する。
- (2) 会長は会務を統括し、本連盟を代表する。
- (3) 相談役及び参与は会長の諮問に対し、指導助言を答申する。
- (4) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
- (5) 理事長は上司の命を受け、会務を処理する。
- (6) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは代行する。
- (7) 技術委員長は上司の命を受け、委員会を運営し審判技術に関する事項を統括する。
- (8) 理事は上司の命を受け、担当する会務を処理する。
- (9) 監事は本連盟の会計及び業務の監査をする。

(任 期)

第 13 条 名誉会長・相談役・参与及び役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 名誉会長相談役及び参与は、本人に不都合が生じたり、また特別な理由で退任又は解任されるまでの期間とする。
- (2) 役員は 2 年間の期間とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 役員に欠員が生じ補充するとき、その任期は前任者の残期間とする。

第 7 章 会 議

(総 会)

第 14 条 本連盟の定期総会は、年 1 回会長が招集する。

2 臨時総会は、次の各号の該当するとき会長が招集しなければならない。

- (1) 会長が必要と認めたとき。;
- (2) 会員の 5 分の 1 以上の要求があったとき。

第 15 条 本連盟の定期総会及び臨時総会（以下「総会」という。）は、次の議題を審議する。

- (1) 前年度の事業及び会計報告
- (2) 前年度の会計監査報告
- (3) 本年度の事業計画
- (4) 本年度の会計収支予算
- (5) 役員を選出
- (6) 本連盟規約の改廃
- (7) その他、本連盟の事業に関する必要な事項

2 総会の議長は会長があたり運営する。会長に事故あるときは副会長及び理事長が代行する。

3 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁定で

決する。

(役員会)

第 16 条 役員会は、会長・副会長・理事長・副理事長で構成し、会長が必要と認めるとき会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるとき、必要に応じ名誉会長・相談役・参与及び理事を出席させることができる。
- 3 役員会の議長は理事長があたり運営する。理事長に事故あるときは副理事長が代行する。
- 4 役員会は、次の各号の議題を審議する。
 - (1) 次期会長及び副会長の推薦
 - (2) 次期理事長・副理事長・監事及び理事の推薦
 - (3) 名誉会長・相談役参与の推薦及び退任
 - (4) 役員の除名に関する事
 - (5) 総会に提案する事項

(理事会)

第 17 条 理事会は理事長・副理事長及び理事で構成し、理事長が必要と認めるとき理事長が招集する。

- 2 理事長が必要と認めるとき、必要に応じ関係者を理事会に出席させることができる。
- 3 理事会の議長は理事長があたり運営する。理事長に事故あるときは、副理事長が代行する。
- 4 理事会は、次の各号の議題を審議する。
 - (1) 総会及び役員会に提案する議案及び報告事項
 - (2) 規約に基づく細則の制定
 - (3) 補正予算に関する事項
 - (4) 予算の流充用に関する事項
 - (5) その他、本連盟の目的達成に必要な事項

第 8 章 会 計

(会費等)

第 18 条 本連盟の会計は、加盟料・参加料・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会員は本連盟が定める会費を納入しなければならない。

(会計年度)

第 19 条 本連盟の会計年度は 2 月 1 日に始まり、翌年 1 月 31 日に終わる。

第 9 章 規 律

(会員の規律)

第 20 条 会員は次の規律を守らなければならない。

- (1) 会員は本連盟及び支部の主催（共催及び後援を含む。）する公認の野球大会でな

ければ出場できない。

(2) 会員は本連盟規約及び全日本軟式野球連盟競技者規程に違反することができない。

(処 分)

第 21 条 前条に規定する違反行為があったときは、理事会及び役員会に諮り除名処分又は、大会への出場停止処分若しくは他の処分をすることができる。

(附 則)

- 1、この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2、この規約改正により、従前の函館地方軟式野球連盟規約を廃止する。

(附 則)

- 1、この規約は、(支部の設置→野球協会等設置の第 6 条改正) 平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

- 1、この規約は、平成 21 年 2 月 14 日から施行する。(第 2 条第 2 項、第 4 条第 1 項 1 号関係の変更)

(附 則)

- 1、この規約は、平成 22 年 2 月 20 日から施行する。(第 2 条第 2 項の変更)

(附 則)

- 1、この規約は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。(第 2 条第 2 項の変更)

(附 則)

- 1、この規約は、平成 30 年 2 月 23 日から施行する(第 9 条、第 11 条の変更)

(附 則)